

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (20年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (20年度決算)
農林漁業普及指導手当	農・林・水産業の従事者に技術等を普及指導する職員に支給。	・地域振興局又は支庁に勤務する普及指導員、 林業普及指導員又は水産業普及指導員 月額：給料×12/100  ・農業開発総合センターの普及指導員、 森林技術総合センターの林業普及指導員、 水産技術開発センターの水産業普及指導員 月額：給料×8/100			156,036 千円	481,000 円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給。	勤務1時間当たりの給与額×勤務時間 ×支給割合(25/100)	同		198,519 千円	145,000 円
休日給	休日等における正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。	勤務1時間当たりの給与額 × 勤務時間 ×支給割合(135/100)	同		592,543 千円	332,000 円
宿日直手当	日直や宿直を命ぜられた職員に支給。	・一般の宿日直勤務 4,200円/回 ・医師・歯科医師の宿日直勤務(知) 20,000円/回 ・特殊な業務を主とする宿日直勤務 5,900円/回	同		605,436 千円	324,000 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日・休日に勤務した場合に支給。	・部長級 12,000円/回 ・次長級 10,000円/回 ・課長級 8,000円/回 ・補佐級 6,000円/回 ※6時間を超える場合は、各区分の額を1.5倍する。	同		7,588 千円	94,000 円
災害派遣手当	災害復旧等のために本県に派遣され、本県に滞在することを要した職員に支給。	・滞在期間が30日以内 3,970円(6,620円) ・" 30日を超え60日以内 3,970円(5,870円) ・" 60日を超える期間 3,970円(5,140円) ※公用の施設等に宿泊する場合の1日あたりの額。 ( )はその他の施設に宿泊する場合。			0 千円	0 円
義務教育等教員特別手当 (教育委員会)	教育職員の確保を目的として、教育職給料表(二)(三)の適用者に定額を支給。	級号給に依り3,900円～15,900円を支給			2,553,381 千円	172,000 円
定時制通信教育手当 (教育委員会)	夜間定時制、通信制の課程を置く高校の教育職員に支給。	月額 夜間定時制の課程 1級 19,000円 2級以上 24,000円 通信制の課程 1級 10,000円 2級以上 12,000円			16,461 千円	342,000 円
産業教育手当 (教育委員会)	農業、水産、工業の課程を置く高校の教育職員のうち、実習を伴う農業、水産、工業を担当する職員に支給。	月額 実習を伴う農業又は水産に関する科目 1級 19,000円 2級以上 24,000円 実習を伴う工業に関する科目 1級 14,000円 2級以上 18,000円			148,766 千円	302,000 円

5 特別職の報酬等の状況（平成21年4月1日現在）

区 分		給料月額等
給 料	知 事	982,500 円（減額前 1,310,000 円）
	副 知 事	875,500 円（減額前 1,030,000 円）
報 酬	議 長	875,500 円（減額前 1,030,000 円）
	副 議 長	809,600 円（減額前 920,000 円）
	議 員	738,000 円（減額前 820,000 円）
期 末 手 当	知 事	（平成20年度支給割合）  3.3 月分 （20%加算措置あり）
	副 知 事	
退 職 手 当	知 事	（算定方式） 1,310,000 円×2/3×勤続月数＝41,919,999 円 （48月） （1期の手当額） （支給時期） （任期毎）
	副 知 事	1,030,000 円×1/2×勤続月数＝24,720,000 円 （48月） （任期毎）
※ 現知事の1期目に係る退職手当については20%の減額を行った。		

(注) 1 給料及び報酬は、減額措置後の額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込み額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

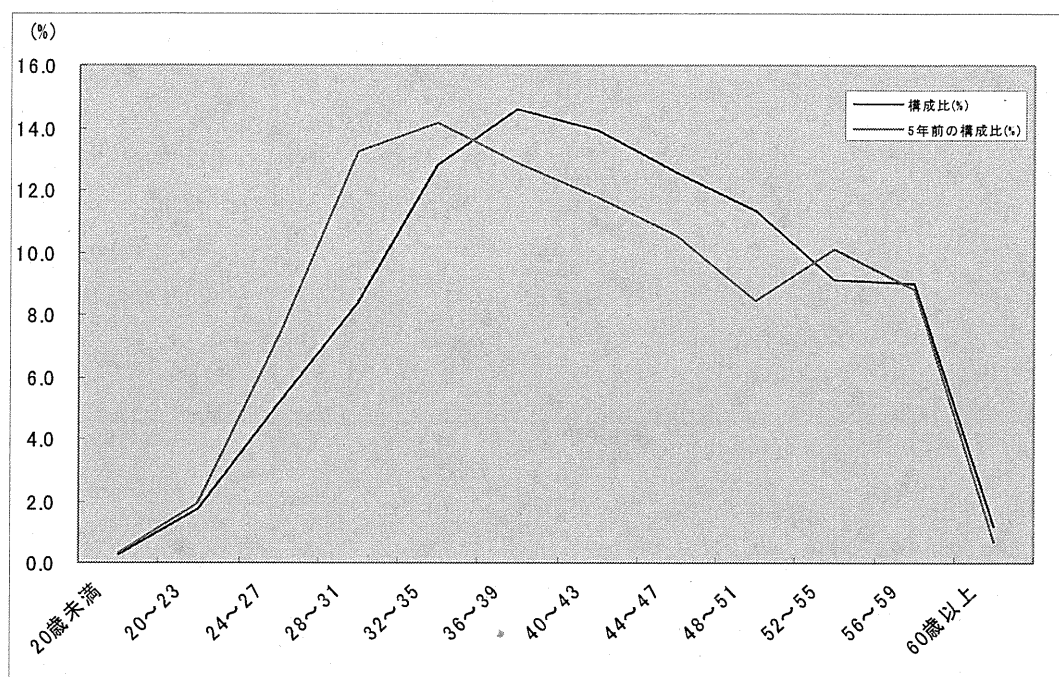
(各年4月1日現在)

部門	区分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成20年	平成21年		
一 般 行 政 部 門	議 会	38人	37人	△ 1	・事務事業の見直し等による減 ・組織改革による減
	総務企画	902	877	△ 25	
	税 務	184	184	0	
	民 生	549	480	△ 69	
	衛 生	648	658	10	
	労 働	98	101	3	
	農林水産	1,896	1,862	△ 34	
	商 工	200	199	△ 1	
	土 木	1,188	1,136	△ 52	
	小 計	5,703	5,534	△ 169	
特 別 行 政 部 門	教 育	16,437	16,247	△ 190	(教育) 児童、生徒数の減による定数減等 (警察) 警察官の政令定数増等
	警 察	3,358	3,370	12	
	小 計	19,795	19,617	△ 178	
公 営 企 業 等	病 院	945	935	△ 10	
	そ の 他	3	3	0	
	小 計	948	938	△ 10	
総 合 計		26,446 (29,330)	26,089 (29,089)	△ 357 (△ 241)	

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員を除いている。

2 ( ) 内は、条例定数の合計。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成21年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	60	455	1,343	2,190	3,344	3,813	3,633	3,274	2,949	2,370	2,352	306	26,089

(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

① 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
27,734 人	26,000 人	1,730 人	6.2 %

※ 警察部門及び公営企業部門については、平成22年4月1日現在の職員数を、平成17年4月1日時点の職員数（公営企業部門967人、警察部門3,309人）とほぼ同数と仮定して算定したものである。

(参考) 集中改革プランにおける定員の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月2日	平成22年4月1日	1,730人を縮減

② 定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

区 分 部 門		17年	18年	19年	20年	21年	17年～21年	(参考)
		計画前年	1年目	2年目	3年目	4年目	計	数値目標
一般行政	職員数	6,305	6,120	5,928	5,703	5,534	—	5,670
	増 減		▲ 185	▲ 192	▲ 225	▲ 169	▲ 771 (122.4%)	▲ 630
教 育	職員数	17,153	16,912	16,676	16,437	16,247	—	16,050
	増 減		▲ 241	▲ 236	▲ 239	▲ 190	▲ 906 (82.4%)	▲ 1,100
警 察	職員数	3,309	3,248	3,346	3,358	3,370	—	—
	増 減		▲ 61	98	12	12	61	(※ 5)
公営企業	職員数	967	930	941	948	938	—	—
	増 減		▲ 37	11	7	▲ 10	▲ 29	(※ 6)
計	職員数	27,734	27,210	26,891	26,446	26,089	—	26,000
	増 減		▲ 524	▲ 319	▲ 445	▲ 357	▲ 1,645 (95.1%)	▲ 1,730

※1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

※2 ( %)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

※3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては、計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

※4 H22.4.1現在の職員数(16,050人)は概数であることから、H17.4.1時点の職員数(17,153人)から縮減数(1,100人)を差し引いた数値とは一致しない

※5 警察部門の職員数については、その90パーセント近くを占める警察官の定数を、国が警察法施行令により定めていることから、国の動向を踏まえ、適宜見直しを行う。

※6 公営企業部門の職員967人のうち、工業用水道事業の3人を除く964人が病院事業の職員であり、今後、「県立病院事業改革基本方針」に基づき病院事業改革に取り組む中で、職員数の縮減についても検討する。

7 公営企業職員の状況

(1) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A 千円	純損益又は実 質収支 千円	職員給与費 B 千円	総費用に占める 職員給与費比率 B/A %	(参考) 19年度の総費用に占 める職員給与費比率 %
20年度	197,580	△ 1,277	20,923	10.6	13.5

区分	職員数 A 人	給与費 B 千円				一人当たり 給与費 B/A 千円	(参考)都道府 県平均一人当 たり給与費 千円
		給料	職員手当	職・勤 手当	計		
20年度	5	14,095	1,605	5,223	20,923	4,185	7,025

(注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。  
2 職員数は、平成21年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

一般行政職の職員と同様、平成21年度は、一般職員は給料月額が6～5%減額されて支給されています。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成21年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
鹿児島県	54.0歳	425,112円	595,411円
団体平均	44.8歳	374,020円	585,430円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

鹿児島県	鹿児島県の 一般行政職	団体平均
1人当たり平均支給額(平成20年度) 1,044千円(再任用短時間職員を含む)	1,766千円	1,789千円
(平成20年度支給割合) 期末手当 3.0月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45月分 (0.75)月分	同	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%	同	—

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成21年4月1日現在)

鹿児島県	鹿児島県の 一般行政職	団体平均
(支給率) 自己都合 勤続・定年	同	—
勤続20年 23.5月分 30.55月分		
勤続25年 33.5月分 41.34月分		
勤続35年 47.5月分 59.28月分		
最高限度額 59.28月分 59.28月分		
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～30%加算)		
1人当たり平均支給額		13,486千円

ウ 時間外勤務手当

支給実績(20年度決算)	523千円
職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	104千円
支給実績(19年度決算)	533千円
職員1人当たり平均支給年額(19年度決算)	106千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

エ その他の手当（平成21年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (20年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (20年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職の特殊性に基づき支給。	同		0千円	0円
初任給調整手当	専門的な知識を必要とし、採用困難である職に採用された者に、採用から一定期間支給。	同		0千円	0円
扶養手当	扶養親族のある職員に支給。	同		312千円	156,000円
			配偶者 月額 13,000円 配偶者以外の扶養親族1人につき 6,500円 ※16歳に達する年度初めから22歳に達する年度末までの子に対する加算：1人あたり月額5,000円		
住居手当	自ら居住するための住宅若しくは単身赴任の職員の配偶者が居住するための住宅を借り家賃を支払う職員に支給。または、所有する住宅に自ら居住する職員若しくは配偶者が居住する単身赴任の職員に支給。	同		72千円	36,000円
			①家賃を支払っている職員 家賃の額に応じて支給。 支給限度額：月額27,000円 ※単身赴任の職員の配偶者が借家に居住する場合は1/2の額 ②自宅に居住する職員 月額3,000円 ※単身赴任の職員の配偶者が自宅に居住する場合は1/2の額（月額1,500円）		
通勤手当	交通機関又は交通用具を利用して通勤する職員に支給	同		697千円	139,460円
			①交通機関利用者 6箇月定期券等の価格に相当する額を支給。 支給限度額：1箇月当たり55,000円 ②交通用具使用者 通勤距離に応じて支給。 支給限度額：月額55,000円(通勤距離が95km以上の場合) ③特急、高速道路利用者 利用に係る特別料金等の額の1/2を加算。 支給限度額：1箇月当たり20,000円		
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居し単身で生活する職員に支給。	同		0千円	0円
			①基礎額 月額23,000円 ②加算額 職員の住居と配偶者の住居間の距離に応じて支給。 支給限度額：月額45,000円		
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給。一般行政職の「夜勤手当」に相当。	同		0千円	0円
			勤務1時間当たりの給与額×勤務時間×支給割合(25/100)		
宿日直手当	日直や宿直を命ぜられた職員に支給。	同		0千円	円
			・一般の宿日直勤務 4,200円/回 ・特殊な業務を主とする宿日直勤務 5,900円/回		
管理職員特別勤務手当	管理職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日・休日に勤務した場合に支給。	同		0千円	0円
			・給料の特別調整額 25%又は23%の職員 12,000円/回 ・ " 20%の職員 10,000円/回 ・ " 16%の職員 8,000円/回 ・ " 15%の職員 6,000円/回 ※6時間を超える場合は、各区分の額を1.5倍する。		

④ 定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
— 人	— 人	— 人	— %

※ 6(3)①を参照

(参考) 集中改革プランにおける定員管理の数値目標(数)

計画期間		数値目標
始期	終期	
—	—	—

※ 6(3)①を参照

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

→ 6(3)②を参照

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総 費 用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 19年度の総費用に占 める職員給与費比率
20年度	千円 16,555,355	千円 ▲ 318,128	千円 9,741,454	% 58.8	% 59.3

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	躰・躰手当	計 B		
20年度	人 1,009	千円 3,944,027	千円 1,577,712	千円 1,674,560	千円 7,196,299	千円 7,132	千円 7,431

(注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。  
2 職員数は、平成21年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

H21年度は、県立病院事業管理者は15%、管理職は10%、一般職員(医師を除く)は5~6%、管理職手当が支給されない医師は2%、それぞれ給料月額が減額されて支給されています。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成21年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
鹿児島県	41.8歳	342,862円	589,378円
医 師	39.9歳	564,262円	1,240,362円
看 護 師	40.5歳	309,175円	511,836円
事務職員	46.4歳	360,141円	564,476円
団体平均	39.8歳	350,764円	616,097円
医 師	43.3歳	547,077円	1,288,854円
看 護 師	37.5歳	309,579円	504,403円
事務職員	43.6歳	370,038円	599,833円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当を含む。  
2 県立病院局は、平成18年度に設置されている。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

鹿 児 島 県	鹿児島県の 一般行政職	団体平均
1人当たり平均支給額(平成20年度) 1,660千円	1,766千円	1,662千円
(平成20年度支給割合) 期末手当 3.0月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45月分 (0.75)月分	同	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10%	同	—

(注) 1 ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。



イ 退職手当（平成 21 年 4 月 1 日現在）

鹿 児 島 県		鹿児島県の 一般行政職	団体平均
(支給率)	自己都合 勸奨・定年	同	—
勤続 20 年	23.5 月分 30.55 月分		
勤続 25 年	33.5 月分 41.34 月分		
勤続 35 年	47.5 月分 59.28 月分		
最高限度額	59.28 月分 59.28 月分		
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～30%加算)		
1人当たり平均支給額	4,210 千円 26,883 千円		8,414 千円

ウ 地域手当

(平成 21 年 4 月 1 日現在)

支給総額（平成 20 年度決算）	137,742 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額 （平成 20 年度決算）	1,481,000 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 （支給率）
医 師	20～22%	93 人	—

(注) 地域手当は、民間賃金、物価等が特に高い地域に勤務する職員並びに採用が困難な医師及び歯科医師に支給される手当である。

(22 年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度（支給率）
医 師	20～22%	—

(注) 国の制度では、平成 22 年度での完成を目指して、平成 18 年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

エ 特殊勤務手当（平成 21 年 4 月 1 日現在）

支給総額（20 年度決算）	161,167 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額（20 年度決算）	209,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（20 年度）	76.4 %		
手当の種類（手当数）	5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
防疫等作業手当	助産師、看護師、准看護師	感染症患者等の看護作業に従事	日額 290 円
放射線取扱手当	医師、診療放射線技師、看護職員	エックス線その他の放射線を照射・透視する作業に従事	日額 250 円
精神保健業務手当	精神保健指定医及び当該医が行う対象業務に立ち会った職員	精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律に基づく診察等	日額 290 円
夜間看護等手当	①助産師、看護師、准看護師 ②医療職給料表の適用を受ける職員 ③医療職給料表の適用を受ける職員のうち給与の特別調整額を支給されている職員	①正規の勤務時間による勤務として深夜(22:00～5:00)時間を含む夜間の勤務に従事 ②急患に対処するため自宅等で待機を依頼された職員が呼出を受け、正規の勤務時間以外の時間において手術等の業務に従事 ③救急患者等に対処するために呼出を受け、正規の勤務時間が割り振られた日の 22 時から 5 時の時間において手術等の業務に従事	① 1 回 2,000～ 3,300 円 ② 1 回 1,620 円 ③ 1 回 5,000～ 15,000 円
専門資格業務手当	医療職給料表の適用を受ける職員（医師、歯科医師である職員を除く。）のうち県立病院事業管理者が定める専門資格を有する職員	県立病院事業管理者が定める専門資格を有し、当該専門性に関する業務、研究又は指導に従事	日額 250 円

(注) 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員に支給される手当である。

オ 時間外勤務手当

支給実績（20 年度決算）	173,939 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（20 年度決算）	172 千円
支給実績（19 年度決算）	187,078 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（19 年度決算）	182 千円

カ その他の手当（平成21年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (20年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (20年度決算)
給料の特別調整額	管理又は監督の地位にある職の特殊性に基づき支給。	同		27,539 千円	861,000 円
初任給調整手当	専門的な知識を必要とし、採用困難である医師等に、採用から一定期間支給。	同		322,201 千円	2,641,000 円
	初任給調整手当加算	上記初任給調整手当に加えて、業務に直接役立つと認められる資格を有する職員（医師）及び資格の取得に向けて業務に精励する職員（医師）について支給。 加算額：月額20,000円から40,000円の範囲内	異		
扶養手当	扶養親族のある職員に支給。	同		104,821 千円	218,000 円
住居手当	自ら居住するための住宅若しくは単身赴任の職員の配偶者が居住するための住宅を借り家賃を支払う職員に支給。または、所有する住宅に自ら居住する職員若しくは配偶者が居住する単身赴任の職員に支給。	①家賃を支払っている職員 家賃の額に応じて支給。 支給限度額：月額27,000円 ※単身赴任の職員の配偶者が借家に居住する場合は1/2の額	同	66,329 千円	133,000 円
		②自宅に居住する職員 月額3,000円 ※単身赴任の職員の配偶者が自宅に居住する場合は1/2の額（月額1,500円）	同		
通勤手当	交通機関又は交通用具を利用して通勤する職員に支給	①交通機関利用者 6箇月定期券等の価格に相当する額を支給。 支給限度額：1箇月当たり55,000円	同	84,292 千円	123,000 円
		②交通用具使用者 通勤距離に応じて支給。 支給限度額：月額55,000円（通勤距離が95km以上の場合）	同		
		③特急、高速道路利用者 利用に係る特別料金等の額の1/2を加算。 支給限度額：1箇月当たり20,000円	同		
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居し単身で生活する職員に支給。	同		33,251 千円	406,000 円
特地勤務手当	離島等の生活不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。また、異動等に伴い住居移転する場合には、準ずる手当を支給。	①基礎額 月額23,000円	同	201,943 千円	523,000 円
		②加算額 職員の住居と配偶者の住居間の距離に応じて支給。 支給限度額：月額45,000円	同		
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給。	同		100,656 千円	179,000 円
休日給	休日等における正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。	同		100,720 千円	121,000 円
宿日直手当	日直や宿直を命ぜられた職員に支給。	同		63,082 千円	392,000 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日・休日に勤務した場合に支給。	同		216 千円	43,000 円

④ 定員管理の数値目標及び進捗状況

ア 平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
— 人	— 人	— 人	— %

※ 6(3)①を参照

(参考) 集中改革プランにおける定員管理の数値目標(数)

計画期間		数値目標
始期	終期	
—	—	—

※ 6(3)①を参照

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

→ 6(3)②を参照